

4月7日(日)は青森県議会議員 一般選挙の投票日です

選挙管理委員会事務局 ☎ 6778

■投票日当日の投票時間

▼午前7時～午後8時
※ただし、第40投票区投票所十和田湖観光交流センター「ぶらっと」、第41投票区投票所十和田湖小学校・十和田湖中学校は、午前7時から午後6時までです。

■選挙権のある人

平成13年4月8日以前に生まれた人で、平成30年12月28日以前に十和田市に転入の届け出をし、引き続き十和田市に住所を有する人。

■投票所入場券(はがき)

入場券は告示日(3月29日(金))以降に郵送します。投票(期日前投票を含む)をするときに持参ください(入場券がなくても投票できます)。

■投票所の確認

投票所一覧表(下表)または投票所入場券(はがき)でご確認ください。

3月20日以降に転居した人は、転居前の投票所での投票になります。

3月20日以降に県内の他市町村へ転出した人で転出先の選挙人名簿に登録されていない人は、

あらかじめ、転出先市町村などの市民課などで「引き続き住所を有する旨の証明書」を発行してもらい投票所で提示するか、投票所において口頭で申請することで投票できます(期日前・不在者投票の場合も同様です)。

■期日前投票

投票日当日、仕事や冠婚葬祭、買い物や旅行などの私用、病気やけが、妊娠などの理由で投票ができない人は、期日前投票をすることができます。住んでいる場所に関係なく、次の4カ所のいずれの投票所でも投票することができます。

期間 3月30日(土)～4月6日(土)とき・ところ

▼午前8時30分～午後8時

▽市役所新館5階

▽十和田湖支所ふるさと皆館3階(※)

※ふるさと皆館は、4月1日から「西コミュニティセンター」へと名称が変わります。

▼午前10時～午後7時

▽市民交流プラザ「トワール」

(30分以内の駐車は無料)

▽イオンスーパーセンター

十和田店

■不在者投票

出稼ぎなどのため他市町村に滞在している人、指定病院、指定施設に入所している人などは不在者投票ができます。

■郵便等投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、身体に重度の障害がある人、または介護保険法上の要介護状態区分が要介護5の人は、郵便などによる不在者投票ができます。

※不在者投票、郵便等投票を希望する人は、投票用紙の請求が4月3日(水)までとなります。告示日前でも構いませんので、お早めにお問い合わせください。

■開票

とき 4月7日(日)午後9時10分～ところ 市総合体育センター
※参観できる人は、十和田市選挙人名簿に登録されている人です。「参観券」は、当日会場で午後9時から受け付けし、先着100人まで発行します。



投票所一覧

投票区	投票所	投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	十和田カトリック幼稚園	第17投票区	八郷会館	第33投票区	藤坂小学校(仲よし会)
第2投票区	市民文化センター	第18投票区	矢神集会所	第34投票区	藤島会館
第3投票区	東小稲会館	第19投票区	赤沼会館	第35投票区	伝法寺地区農村会館
第4投票区	三本木小学校	第20投票区	下切田小学校	第36投票区	米田地区集落総合センター
第5投票区	十和田中学校(拓心館)	第21投票区	関口生活センター	第37投票区	館集会所
第6投票区	十和田商工会館	第22投票区	夏間木地区会館	第38投票区	平山集会所
第7投票区	北園小学校(仲よし会)	第23投票区	晴山公民館	第39投票区	月日山林業会館
第8投票区	白菊かねざき保育園	第24投票区	深持ふれあいセンター	第40投票区	十和田湖観光交流センター「ぶらっと」
第9投票区	保健センター	第25投票区	中村集会所	第41投票区	十和田湖小学校・十和田湖中学校
第10投票区	西十四番町会館(旭町会館)	第26投票区	五十貫田集会所	第42投票区	市民の家
第11投票区	南コミュニティセンター(旧南公民館)	第27投票区	洞内和徳館	第43投票区	大畑野生活改善センター
第12投票区	ちとせ小学校(仲よし会)	第28投票区	立崎公民館	第44投票区	西コミュニティセンター(※)(十和田湖支所隣り)
第13投票区	井戸頭団地集会所	第29投票区	牛鍵公民館	第45投票区	段新集会所
第14投票区	一本木沢会館	第30投票区	東栄会館	第46投票区	農村交流施設沢田悠学館
第15投票区	東コミュニティセンター(旧東公民館)	第31投票区	学習等供用施設高清水地区館		
第16投票区	稲吉集会所	第32投票区	六日町生活改善センター		

※ふるさと皆館が4月1日から「西コミュニティセンター」へと名称が変わります。